

岩手県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安施設地区の予定地区の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岩手郡岩手町大字江刈内第6地割56の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 2年

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。